

フリーランスに対する適切な法的保護を求める総会決議

「新しい資本主義実現会議」の事務局を置く内閣官房が主導する形で 2023 年の通常国会に提出され、2023 年 4 月 28 日の参議院本会議にて可決、成立したのが、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（「フリーランス新法」）である。

フリーランス新法の特徴は、①下請法を参考に、発注者と受託者（フリーランス）との間の取引を適正化させる規制を定めていること、②労基法や職安法を参考に、フリーランスの就業環境を整備する趣旨の条項を定めていることにある。

これらは従前、発注者が下請けであるフリーランスの事情に配慮することなく発注を行い、支払の遅滞も珍しくなく、劣悪な環境の中での就労を余儀なくされていた状況を変えうるものであり、フリーランスの就労環境を大きく改善するきっかけとなるものである。

しかし、本法律には決定的に不十分な点がある。中でも最も大きな点が、契約内容明示義務が抜け落ちていることである。

新法 3 条 1 項では、発注時の条件明示義務を課され、新法 12 条では職安法を参考に募集時の募集条件明示義務が定められている。ところが、最も肝心な契約締結時の契約内容明示義務は、新法では何らの規定もないのである。そのため、例えば募集時には業務委託事業者 A が月額報酬 30 万円での募集を行ったにもかかわらず、契約時にそのとおりの契約書が作られず、仕入れなどの業務開始に必要な準備が整った段階になって初めて、月額報酬がなぜか 20 万円に減額されていたというようなトラブルが生じかねない。契約締結時における契約内容明示義務を法的義務として定めなければ、契約書が作成され、フリーランスが法的保護を受けられる可能性は低い。これについて、国会審議の中での指摘を踏まえ、参議院の付帯決議の中で、「業務委託に係る契約締結時における契約内容の明確化の必要性について、本委員会において参考人から出された意見も参考にしながら検討すること。」との条項が入った。実効性のある保護を実現するためには、速やかに法改正が行われるべきである。

適用対象者となる者の定義が広すぎることも問題である。新法では、個人であって、従業員を使用しないもの、または、法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものということになったが、これでは他人の指揮命令下のもと労務提供を行っている労働者も多く含まれてしまう。労働者には新法ではなく労働法が適用されることは強調されなければならない。

下請法の劣化コピーになっている点も見逃ごせない。新法 5 条は、下請法の規定を参考に発注者の禁止行為等を定めた規定であるが、下請法 4 条 1 項 2 号で定められた、報酬不払規制が入れられていないことである。そもそも下請法の正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」であり、下請法の規定の中でも最重要な規定であるが、新法は下請法 4 条をほぼコピーアンドペーストしつつも、これをあえて脱落させている。フリーランスが巻き込まれるトラブルの中で、典型的なものが対価の不払であるにもかかわらず、である。新法 4 条では、支払期日の設定義務が定められているが、これだけでは下請法が定める遅延利息の支払の制裁が行われず、実効性が失われてしまう。この点もまた、新法の改正時に速やかに見直されるべきである。

課題の多い法律ではあるが、フリーランスの就業環境保護を進めるうえでの第一歩となり得る法律ではある。日本労働弁護団は、上記の点を踏まえ、新法に基づく申告を積極的に行いつつ、政府に対して今後の法律の見直しに際して引き続き意見を述べ、フリーランスとして働く方々に対する適切な法的保護を速やかに講じるように求めるものである。